2　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。第四項において「陸運機器等」という。）及び鉄道等の用に供する施設に関する技術の開発に関すること。
二　（略）
3～6　（略）
（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定申請業務指導官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）
第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定申請業務指導官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）
6　型式指定申請業務指導官は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項、第七十五条の二第一項又は第七十五条の三第一項の指定を申請する者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
7　リコール業務指導官は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両法第五十七条の二に規定する自動車製作者等又は同法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等が行う改善措置の実施体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
8　（略）
（国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官及び海外事業戦略企画調整官）
第百一条　船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官及び海外事業戦略企画調整官それぞれ一人を置く。

2　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　陸運機器等及び鉄道等の用に供する施設に関する技術の開発に関すること。
二　（略）
3～6　（略）
（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びにリコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）
第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びにリコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。
2～5　（新設）
6　リコール業務指導官は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の二に規定する自動車製作者等又は同法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等が行う改善措置の実施体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
7　（略）
（国際業務室及び舟艇室並びに海外事業戦略企画調整官）
第百一条　船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに海外事業戦略企画調整官一人を置く。

2　国際業務室は、次に掲げる事務（海外事業戦略企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　造船に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（総務課及び生産技術イノベーション企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　外国における造船政策及び造船事情に関する調査及び資料の収集に関すること（総務課及び生産技術イノベーション企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
3～5　（略）
6　生産技術イノベーション企画調整官は、造船に関する生産技術の革新に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（総務課及び海洋・環境政策課並びに舟艇室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
7　（略）
（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準審査官及び国際標準化推進官）
第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、技術基準審査官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。
2　（略）
（国際企画室、政策調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官）
第百十七条　総務課に、国際企画室、政策調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　国際業務室は、次に掲げる事務（海外事業戦略企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　造船に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
二　外国における造船政策及び造船事情に関する調査及び資料の収集に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
3～5　（新設）
6　（略）
（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準審査官及び国際標準化推進官）
第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官二人並びに品質確保企画官、技術基準審査官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。
2　（略）
（職員管理室及び管財補給管理室）
第百十七条　総務課に、職員管理室及び管財補給管理室を置く。